

食安輸発0220第1号
平成25年2月20日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産パセリ、タイ産赤とうがらし、中国産レイシ(ライチ)、インド産とうがらし)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成25年2月14日付け食安輸発0214第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、イタリア産生鮮パセリ、タイ産冷凍赤とうがらし及び中国産冷凍レイシ(ライチ)において食品衛生法違反の事例があったこと、また、平成24年8月8日付けで食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願ひします。

記

1. イタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
パセリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加する。

2. タイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加する。

3. 中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
レイシ（ライチ）及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフルベンズロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるジフルベンズロンが検出されるおそれがあるため。

を追加する。

4. インドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.02ppm）を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（ <u>0.01ppm</u> ）を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。

に改める。